

『永平広録』説示年代考

伊 藤 秀 憲

一 はじめに

「『永平広録』における上堂について」（『印度学仏教学研究』

古・真贊・自贊は、年月日を推定することができなかつたので、ここでは除くこととし、以下、『永平広録』所収の順に考察してゆくことにしたい。

第二八卷第一号（昭和五四年一二月）と題する拙稿では、卷一の興聖寺語録中に收められている上堂が行なわれた年を考察したのであるが、卷二以降の上堂はほぼ年代順になつていて、特にとりあげなかつた。卷二～七の上堂の説示に関する秋重義治博士の説（「永平広録考」、『哲学年報』第一九輯 昭和三一年三月）には、概ね賛同できるが、さりとて、全く問題がないわけではない。『新訂補正 三正綜覧』（内務省地理局編纂

芸林舎 昭和四八年一月）や『日本暦日原典』（内田正男編著 雄山閣出版 昭和五〇年七月）を傍に『永平広録』を読んでいるところ、これまで不明であつた上堂の行なわれた月日を明らかにすことができた。本稿は、上堂のみではなく、小參・法語・偈頌の説示年月日をも明らかにしようとするものである。頑

二 上 堂

『永平広録』所収の上堂は、おおよそ年代順に排列されてゐるから、卷一に所収のものは先に掲げた拙稿により、卷二以降は秋重博士の説に一応従つて区分することにする。秋重博士の語を借りれば、上堂には、來暦語のある上堂即ち特定上堂と、ない上堂即ち普通上堂とがあるが、本稿の考察の中

心は、上堂日が判名していない特定上堂の上堂日を、でき得る限り明らかにすることにある。

(一) 延応二年・仁治元年以前上堂

第一上堂と第三上堂

第一上堂は門鶴本と流通本とでは異なり、流通本が嘉禎二年丙申一〇月一五日の開堂祝聖寵の上堂とする「山僧是歷叢林不多云々」の上堂は、門鶴本では第四八番目に收められており、仁治二年の上堂となっている。野扒孝純氏は、流通本第一の上堂は開堂祝聖寵の上堂ではないことを論証し、門鶴本第一の上堂に、よく開堂最初の説法の意味があらわれている（「永平道元禪師広録解説」四〇～四七頁）とされる。

だが、「開堂拈香、祝聖寵」の上堂とするのは流通本であつて、門鶴本は「集衆説法」とするのみである。また卷二の大仏寺語録のはじめには「師、於寛元二年甲辰七月十八日」徒予当山。明年乙巳、四方学侶雲集座下」とあるが、寛元二年の上堂はなく、翌三年の結夏上堂から始まっていることも考え合せると、「興聖寺語録が必ずしも嘉禎二年の上堂から始められていると考えなくともよい」（「永平広録考」二九頁）とする秋重博士の説に賛同したい。

第一三に月夕上堂とあるが、月夕とは、陰暦の八月十五夜を言うのであるから、この上堂も、仁治元年八月一五日に行なわれたものであろう。『正法眼藏』諸惡莫作の巻の奥書に

は、

爾時延応庚子月夕、在雍州宇治県觀音導利興聖宝林寺示衆。

(上・二八四頁)

とあるが、延応庚子とは延応二年即ち仁治元年（七月一六日に仁治と改元）であつて、この示衆はその年の月夕に行なわれており、第一三の月夕上堂と恐らく同じ日になされたものであろうとする秋重博士の推定は（「永平広録考」三一頁）、誤りないものと言えるのではなかろうか。

第一四是開炉上堂である。この年には閏一〇月があるが、上堂に「今朝十月初一日」とあるから、開炉は閏一〇月一日ではなく、一〇月一日に行なわれたことがわかる。この閏月については、後に問題としなければならないので、あえてここで触れておいた。

第一八上堂には、次のように説かれている。

上堂云、十五日向上風高月冷、十五日向下降晏河清、正当十五日天長地久。（下略）（下・一一頁）

このような、「十五日向上（已前）——、十五日向下（已後）——、正当十五日——。」という形式の上堂は、『永平広録』中に、他にも收められている。それは、第一七一上堂と、第三四一解夏上堂である。

第一三に月夕上堂とあるが、月夕とは、陰暦の八月十五夜を言うのであるから、この上堂も、仁治元年八月一五日に行なわれたものであろう。『正法眼藏』諸惡莫作の巻の奥書に

(第一七一) 上堂云、十五日已前、若不_二同牀眠_一、争知_二被底穿_一。十五日已後、機輪曾未_レ転、転必兩頭走。正当十五日、古壁幾青

丹、俟レ秋吟蟋蟀。（下略）（下・四五頁）

統藏一二一・一三一c

（第三四一）解夏上堂云、宏智禪師住天童時、解夏上堂云、十五日已前、頭上不著七寶冠、十五日已後、脚下擊斷五色線。頭上不著七寶冠、正坐不見坐。脚下擊斷五色線。頭去。正当十五日、觀破兩頭、直得君臣道合、父子氣和。（下略）（下・八二頁）

(d) 結夏上堂、十五日已前、黑面波斯脚踢月。十五日已後、長鬚土宿手擎風。正当十五日、住山老樹生準乾屎橛。（下略）（断橋和尚語錄 統藏一二二・二一二a）
(e) 結制上堂、四月十五日已前、夜短睡不足。四月十五日已後、日長饑有余。正当四月十五日、福源寺裏禪和子、粥亦足、飯亦足、睡亦足。（下略）（福源石屋珙禪師語錄 統藏一二二・三〇七d）
(f) 上堂、十五日前、結而不解。十五日後、解而不結。正当今日、結也休、解也休。（下略）（断橋和尚語錄 統藏一二二・二一四b）
(g) 中秋上堂、十五日已前明似鏡。十五日已後曲如簾。正当十五日、以两手捺膝云無人知此意、令我憶南泉。（劍閣和尚語錄 統藏一二二・四三a）

第三四一解夏上堂では、宏智正覺の解夏上堂を引いているのであるが、解夏は七月一五日であるから、一五日已前・一五日已後・正当一五日を問題とした上堂を行なうのにはふさわしいと言える。では、第一八と第一七一の上堂も一五日に行なわれたのであろうか。残念ながら、特定上堂ではないから、上堂が行なわれた月も、又一五日に行なわれたかどうかも明らかではない。しかし、このような形式の上堂は、語録中にはしばしば見られるものであるから、気付いたものをあげると次のようである。

(a) 上元上堂、十五日已前、明頭來明頭打。十五日已後、暗頭來暗頭打。正当十五日、一灯然百千燈、燈燈相続、廓徹聖凡。（下略）

（密菴和尚語錄 統藏一二一・二二〇c）

(b) 元宵上堂、十五日已前、風不鳴條、雨不破塊。十五日已後、燈籠跳入露柱、仏殿走出出門。正当十五日、人天交接、坐立儼然。（下略）（月江和尚語錄 統藏一二三・一一六d）

(C) 次日上堂、十五日已前、走殺闍黎。十五日已後、縛殺闍黎。正当十五日如何。從前汗馬無人識、只要重論蓋代功。（偃溪和尚語錄

(a) は上元上堂であるが、上元とは一月一、五日を言うのであるから、この日に行なわれた上堂である。(b)の元宵上堂の元宵とは、上元の夜のことであるから、この上堂は一月一五日の夜に行なわれたものと言える。

(c) の次日上堂とは、この上堂の前に結夏小参があり、その

次の日というのであるから、結夏上堂と同じで、四月一、五日に行なわれたものである。(d)の結夏上堂、(e)の結制上堂も同じである。

(f)の「十五日前、結而不解」は七月一五日より以前の制中のことと述べており、「十五日後、解而不結」は解制後のことである。そして、「正當今日、結也休、解也休」というのであるから、この上堂は、七月一五日の解夏上堂であることがわかる。

(g)と(h)は中秋上堂であるから、八月一、五日である。

(i)の月半上堂は、重九上堂（九月九日）と開炉上堂（一〇月一日）の間にあるから、九月一五日に行なわれた上堂である。

以上のように、当然ではあるが、「十五日已前」。十五日已後——。正當十五日——。」という形式の上堂は、すべて一五日に行なわれたと見ることができよう。それ故、第一八上堂も、第一四開炉上堂（一〇月一日）と第二五朔旦冬至上堂（一一月一日）との間にあるから、一〇月一五日或は閏一〇月一五日と考えられるが、排列されている位置からして、一〇月一五日と見るべきであろう。なお、寛元四年の第一七一上堂は、第一六九端午上堂（五月五日）と、第一七七改大仏寺称永平寺上堂（六月一五日）の間にあるから、五月一五日の上堂と考えられる。

また、前掲拙稿で（二四七頁）、第二三上堂（第二三上堂としたのは第二三上堂の誤り）を一〇月下旬としたが、第二五朔旦冬至上堂の二つ前であるから、閏一〇月に行なわれた上堂と見た方がよいであろう。閏一〇月であっても論旨には変りはない。

第二五は朔旦冬至上堂である。一一月一日と冬至とがほぼ一九年に一度合致するが、これを朔旦冬至という。この上堂も、仁治元年の一一月一日になされたものである。

(二) 仁治二年上堂

第三二上堂と第六五或いは六六上堂⁽²⁾・第七六上堂と第八九上堂

(三) 仁治三年上堂

第九〇歳旦上堂と第一一五冬至上堂

第一〇五天童和尚語錄到上堂は、『建撕記』に、同年八月初五日、天童淨和尚語錄初到、同六日、上堂アリテ大衆ト。俱ニ三拜、遂立起。捧三語錄、薰。香而頂戴ト云々、下座、与ニ大衆、三拜ス。
 （河村孝道編著『諸本対校永平寺開山道元禪師行状建撕記』（以下『諸本対校建撕記』と略称す）大修館書店 昭和五〇年四月、四三頁 瑞長本、他もほぼ同じ）

とあることから、八月六日の上堂であることがわかる。

一一五は冬至上堂であるが、この年の冬至は一一月二二

日であった（『日本暦日原典』二八〇頁）。

四 仁治四・寛元元年上堂

第六五或いは六六上堂と第七五仏生日上堂⁽²⁾・第一一六正元上堂と第一二六上堂

秋重博士は、第一二三閉炉上堂に「看看興聖紅炉」とあるのを指摘し、「形式上から言えば寛元元年七月十六日以降の上堂は興聖寺語録中には入らない訳であるが、寛元三年の結夏上堂以前の上堂はすべて興聖寺語録の中に編集されていることは注目すべきである」（『永平広録考』三三頁）として、第一一二涅槃会上堂から第一二六上堂までを寛元二年のものとされる。秋重博士は閉炉上堂を二月一日とされ、筆者も拙稿では「二月一日？」としたが、この上堂は涅槃会上堂（二月十五日）の次にあり、『永平広録』中のもう一つの第四八九閉炉上堂も、第四八六涅槃会上堂より後にあることから、三月一日に行なわれたと考えてよいのではないであろうか。『禅苑清規』には「二月一日閉炉」（続藏一一・四四九d）とあるが、『瑩山清規』では「三月一日閉炉節」（『曹洞宗全書』宗源下 四六五a）となっている。寒い地方では当然閉炉を一ヶ月遅らせて三月一日としたであろうし、道元禪師も三月一日に行なわれたものと思われる。⁽³⁾

ところで、『建撕記』には、寛元二年二月二九日に、大仏寺の法堂の地ならしが行なわれたことが記されている（『諸本対

校建撕記』四九頁）。大仏寺の開堂説法は同年七月一八日であり、「師今日此名ニ吉祥山、寺号ニ大仏寺」とあって、七月一八日より大仏寺と称するようになつたようになって考えられるが、禅師はそれ以前、しかも大仏寺の地ならしが行なわれる以前の二月二七日の吉峯寺における転法輪の巻の示衆で、

大仏道、一人発真帰源、十方虚空、発真帰源。（上・五四二頁）と、既に「大仏道」としているのである。七日一八日の開堂説法の折の命名は公式のものであつて、禅師はそれよりも相当以前から、新寺を「大仏寺」と号することを決め、大衆にもそのように語られていたのであろう。

秋重博士のように、閉炉上堂を二月一日と考へれば問題はないが、今我々は閉炉上堂は二月一日ではなく三月一日であったと考えるのであるから、寛年二年三月一日の閉炉上堂において、禅師が自分自身のことを「興聖」と言うことはありえない。やはりこれは拙稿で論じたように、寛元元年の上堂と見るべきであり、卷一の興聖寺語録は、すべて興聖寺において説かれたものであつて、北越入山後のものは收められていないと断定してよいであろう。

第一一六正元上堂。正元は一月一日と見るべきか、それとも一月一五日と考へるべきであろうか。他の語録を見ると、一月一日と一月一五日に行なわれた上堂には、それぞれ次のような語が「上堂」の上に冠せられている。

一月一日—歳旦・歳朝・正旦・元旦・元日・元正・正月旦・新正
一月一五日—上元・元宵

だが、「正元」という語を見い出すことはできなかつた。

「正元」とは、「正月元日」或いは「月正元日」の意味で、一月一日を表わすのであらうか。『永平広録』には、一月一日の

上堂として歳旦上堂（第九〇）と歳朝上堂（第一四二・一二七・三〇四）がある。このうち、歳朝上堂あるものは、すべて

宏智正覚の歳朝上堂が先ず最初に引用されており、この正元上堂とは異なつた形式であるが、歳旦上堂は、よく似た内容であるように思える。次に二つを対照することにしたい。

歳旦上堂、^a天宇廓清一得^b一清、地区含潤、千通万達。当恁麼時、^c作麼生。良久云、春信通和徧界芳、東君兀兀坐^a雲堂、枝枝染得珊瑚色、^b世界華開是帝鄉。（下・二四頁）

正元上堂云、^a蓋天清蓋地潤。所以道、恒沙諸仏舞^b三臺、^c遍界南枝華忽開、^b忻得東君通^a管籥、春雲春水与^b時來。（下・二八頁）

a の部分では、全天が清く、全地が潤つてることを述べ、
b では、歳旦上堂は、東君（春の神）が雲堂で坐禪をしている
と言い、正元上堂は東君が笛を吹いているとしている。また
c では、どちらも世界中に花が開いていることを述べてい
る。このように、二つの上堂からは、新しい年を迎えた時の
新鮮な気持と、春を迎えての喜びが感じられ、それが同様の
語を以つて語られているのである。また「春雲春水時と与に

来る」とは、春の訪れを語つてゐるのであるが、春は暦の上では一月からであり、「時ともに来る」とは、この日（一月一日）とともに春が訪れたことを述べたものと解すべきであろう。以上のことから、正元上堂は一月一日の上堂と考えてよいであらう。

（五）寛元三年上堂

第一二七結夏上堂と第一四一上堂

寛元元年七月の北越入山後は、吉峯寺・禪師峰の草庵において、閏七月一日の三界唯心の巻を始めとする『正法眼藏』の示衆が、禪師の説示の中心となる。そして大仏寺が完成して、寛元三年の結夏上堂まで、上堂は行なわれなかつたのであらうか、記されてはいない。『永平広録』卷一は、この結夏上堂より始まるのである。

第一二八・一二九・一三一は晩間上堂であるが、特に第一二八晩間上堂では、

今大仏既為^a天童之子、亦行^b晚參、是則我朝之最初也。（下・三一頁）

と、禪師が行つた晩參が、日本における最初の晩參であると説かれている点には注目しなければならない。

第一三三上堂に「去年冬間特示^a兄弟^b」とあるので、これは、寛元二年三月一二日示衆の『対大己五夏闍梨法』を指すと中西万松氏は見ている（『永平広録の一研究』卷第二大仏寺語

録、上堂語の時期一』、『印度学仏教学研究』第五卷第二号 昭和三二年三月、一五六頁)。どのようなことを去年の冬に示したと上堂で述べているかというと、次のようにある。

若於三堂内・廊下・谿辺・樹下兄弟毎三相見處、互相合掌低頭如法問訊。然後說話。未三問訊前不_レ許_レ相三語大小要事。永為三恒規。(下・三二頁)

これが『対大己五夏闍梨法』に説かれているとするのは、おそらく次の箇所であろう。

第四十二、路逢_二大己_一、如法問訊曲躬、隨_二大己_一後_二行。如蒙_二大己_一指揮_二乃還。(下・三一〇頁)

だが、中西氏の説は誤りである。なぜならば、上堂には「去年冬間」とあるが、『対大己五夏闍梨法』は寛元二年三月二一日の示衆だからである。三月は暦の上から言つても春であるし、これを陽暦になおせば五月六日である。氏の誤りは、陰暦三月を現在の陽暦の感覚で冬と捉えたことに因る。では、他にその出典を求めることができるかと言えば、残念ながら筆者はまだ見い出してはいない。わざることは、上堂に記されているような示衆が、寛元二年の一〇月から一二月の間に行なわれたということのみである。

第一三五冬至上堂は一一月二十五日であった(『日本暦日原典』二八〇頁)。

(六) 寛元四年上堂

第一四二歳朝上堂と第二一五上堂

第一五八は結夏上堂であり、第一八三は解夏上堂である。

夏安居は、第二四八解夏上堂に、

解夏上堂、四月十五日握拳、七月十五日開拳、中間一句子、超_二越兩頭辺。作麼生是超越兩辺底一句子、眼皮綻鼻孔穿。(下・六三頁)

とあるように、四月一五日より七月一五日までの九〇日間で、そのことは、『正法眼藏』安居の巻にも詳しく説かれている。しかるに、この年は閏四月があるのである。結夏上堂が四月十五日で解夏上堂が七月一五日とするならば、その間は四ヶ月、一二〇日になってしまふ。道元禪師は安居の巻で、九〇日為一夏安居のみなり。(上・五六八頁)
十方如來、及大菩薩、ともに安居三月の修行あること、世尊のをしへを聽受すべし。(上・五八三頁)
おほよそ仏祖の屋裏人、さだめて坐夏安居三月つとむべし。(上・五八四頁)

と、述べ、安居の期間を三ヶ月、九〇日間としており、一二〇日間の安居は説いていないのである。もつとも、この安居の巻は寛元三年の夏安居中の六月一三日に示衆されたものであるから、閏月については問題とする必要がなかつたである。しかし、この示衆が行なわれた翌年には、閏四月があるのである。

安居の期間を九〇日とするためには、四月一五日を結夏、六月一五日を解夏とすればよいのであるが、しかし、第一七七改^ニ大仏寺^ニ称^ニ永平寺^ニ上堂が六月一五日に行なわれておらず、解夏上堂は第一八三であるから、六月一五日ではありえない。しかも、解夏上堂の次の第一八四是天童和尚忌上堂であるが、天童忌は七月一七日であるから、解夏上堂が行なわれたのは七月一五日であったと思われる。

では、結夏上堂が行なわれたのは四月一五日ではなく、閏四月一五日であつたのであろうか。閏四月一五日に結夏上堂

| 上堂番号 | (月日) | 期間(日数) | その間の上堂回数 | 間隔(日) |
|--------------------------|------|--------|----------|-------|
| 152 上 堂(3.20) | | 54 | 5 | 9 |
| 158 結 夏 上 堂(4.15) | | 19 | 10 | 1.7 |
| 169 端 午 上 堂(5. 5) | | 40 | 7 | 5 |
| 177 改大仏寺 称永平寺上堂(6.15) | | 29 | 5 | 4.8 |
| 182 解 夏 上 堂(7.15) | | | | |
| | | | | |
| 152 上 堂(3.20) | | 25 | 5 | 4.1 |
| 158 結 夏 上 堂(4.15) | | 48 | 10 | 4.4 |
| 169 端 午 上 堂(5. 5) | | 40 | 7 | 5 |
| 177 改大仏寺 称永平寺上堂(6.15) | | 29 | 5 | 4.8 |
| 182 解 夏 上 堂(7.15) | | | | |

が行なわれたとして、上堂が平均何日ごとに行なわれたことになるかを見てみると、上の上段の表のようになる。結夏上堂が閏四月一五日であつたとすると、三月二十日の上堂との間では九日目に一回の間隔で上堂が行なわれ、結夏後、端午上堂までの間は一・七日目に一回の割合で上堂が行なわれたことになり、他の期間に比べ、上堂が行なわれた間隔は、先の期間は長すぎ、後は短かすぎるのである。

そこで、結夏上堂を四月一五日とした場合が下段の表である。こうすると、上堂間の平均日数は四・一七五日となる。

この中には第一五五俗仏上堂・第一五七賀請知客上堂等の特定上堂も含まれているから、普通上堂のみを考えれば、およそ五日目ごとに上堂が行われていたと見ることができる。しかし、そうすると安居期間は一二〇日となってしまう。道元禅師は閏月の場合については何も述べていないし、後世の清規にもその点は触れていないようである。それでは、中国ではどうであったであろうか。道元禅師の師、如淨禅師はどうであったかと、『如淨録』を見ても、それを窺い知ることはできなかつた。だが、『大慧普覺禪師語錄』中に、三つの結夏上堂と、三つの解夏上とが記されているが、そのうち四つには安居の期間が記されており、一二〇日安居もあるのである。そこで次に、それら四つの上堂をあげることにする。

(a) 結夏上堂。(中略) 従今日去九十日內、与諸衲子共喫無米飯。(下略)。(住持山能仁禪院語錄卷第二 正藏四七 八一九c)

(b) 解夏上堂、四月十五這公案、七月十五方結絕、即今這裏許多人、人人有理難分雪。(下略)。(住持山能仁禪院語錄卷第三 正藏四

七 八二一 a)

(c) 解夏上堂、拈拄杖云、百二十日夏、日日無空缺、露柱逞神通、

灯籠呈醜拙、徹不徹、却來棒頭為汝決、卓一下。(住持山能仁禪

院語錄卷第四 正藏四七 八二五a)

(d) 解夏上堂、一百二十日禁足、三十五日在外走、熨斗煎茶銚不同、

泥牛解作師子吼。今朝法歲已周円。拈得鼻孔失却口、以大円覺為伽藍、七七依前四十九。(再住持山能仁禪院語錄卷第六 正藏

四七 八三五b)

以上のように、中國では一二〇日の安居もあつたのである。この場合と同様に、寛元四年の安居も四月一五日から七月一日があつたが、閏四月が加わったため一二〇日の安居期間となつたと見るべきではなかろうか。一二〇日安居とすることは、先に考察した上堂が行なわれた間隔の上からも妥当であると言える。この年の安居の期間中、およそ五日ごとに上堂が行なわれていたということは、『禪苑清規』には「五日陞堂」(続藏一一四四三c)即ち、一・五・一〇・一五・二〇・二五日の五日ごとに上堂を行なうことが記されているが、道元禪師の場合も、ほぼ五日目ごとに上堂が行なわれていたであろうことが推測できるのである。

第一七一上堂は、既に(一)延応二年・仁治元年以前上堂の項目としている。では安居の期間はいつからいつまでであったかを見てみると、(b)で明らかなように四月一五日から七月一五日であったのである。では何故一二〇日安居が行なわれたのであらうか。ここで『三正綜覽』を見てみると、(c)の紹興一〇年と(d)の紹興二九年には閏六月があり、(a)(b)の紹興九年は平年であったことがわかる。即ち、どの場合も結夏は四月

第一七七改「大仏寺」称「永平寺」上堂には、寛元四年丙午六月一五日と記されているから明らかである。

この年始めて天童和尚忌上堂が行なわれ、第一八四番目に收められているが、天童和尚忌は七月一七日である(鏡島元隆「如淨禪師伝研究」、『駒沢大学仏教学部研究紀要』第三六号 昭

和五三年三月、一三〇一四頁)。

第二〇六冬至上堂は一一月六日であった(『日本暦日原典』二八一頁)。

(七) 寛元五・宝治元年上堂

第二二六歳朝上堂と第二五一八月一日上堂

第二四七に聖節上堂があるが、当時の天皇は後深草天皇で、寛元元年六日一〇日の誕生である(『百練抄』、『国史大系』第一四卷 明治三四年五月 経済雑誌社、二八九頁)。

それは、禪師が三日には鎌倉へ発たれたからである。

(八) 宝治二年上堂

第二五一宝治二年戊申三月十四日上堂と第三〇二臘月二十

五上堂

三月一三日に鎌倉から帰られ、翌一四日より上堂が再開されている。

第二七四・二七六は天童和尚忌上堂である。何故、この年

は二つの天童忌上堂が收められているのであらうか。秋重博士は、「恐らくその一方は再治されたものであろう」(『永平広録考』三五頁)と言われる。ところで、第一八四天童和尚忌上堂には、その天童和尚忌上堂(a)の他に、「本云」(b)として、非常によく似た上堂が記されている。それを並べて記せば次のようである。

(a) 入唐学歩似_ニ邯鄲、運水雖勞柴也般、莫_レ謂先師瞞_ニ弟子、天童卻被_ニ道元瞞。
 (b) 入唐学歩似邯鄲、運水雖勞柴也般、秦主莫言瞞趙壁、天童卻被_ニ道元瞞。
 (傍点筆者 下・四八頁)

「本云」とは、(a)は再治されたもので、もとは(b)のようであつたということであろう。「本云」の(b)の「秦王」は先師天童にたとえられ、「趙壁」が弟子道元にたとえられている。故事を引いて余りに智巧に亘るから再治されたものと思われる(野扒孝純「永平道元禪師広録解説」四六〇四七頁)。

第二七四(c)と二七六(d)も同様の関係と考えることもできるが、ここでは一応秋重博士の説に従い、両者を宝治二年の上堂とした。しかし、両者を比べてみるとどうであろうか。

(c) 天童今日錯行脚、不_レ往_ニ天台及五臺、万里衰哉無_ニ寸草、鴻山

旧主作_レ牛来。

(d) 天童今日翻巾斗、踏倒驢胎与_ニ馬胎、狼籍一場桶底脱、洞宗有_下託_ニ祖師_ニ來上。
 (下・六九頁)

先の(a)と(b)のような似通つたところはなく、一方が再治されたものというよりは、全く異つた上堂のように思える。『永平広録』中の上堂は實際に行なわれた上堂の記録である。上堂を行なつた後、(b)から(a)へのよう、語句等の一部を改めることはあつたであらうが、(c)と(d)のように、全く異なつていると言つてもよいほどに書き改めることがあつたであらう

か。もし一方が再治されたものであるならば、それは全面的に書き改められたのみで、上堂としては行なわれなかつたことになり、天童和尚忌上堂という意味は失われてしまうことになる。また、先の第一八四の上堂では、再治以前のものは「本云」として収められていたのに、ここでは何も記さず、

一つの上堂として扱つてゐるのもおかしい。天童和尚忌上堂は寛元四年より始まり建長四年まで、建長三年を除いて毎年行なわれている。推察するに、(c)或いは(d)の上堂は、建長三年のものが誤つて混入されたのではなかろうか。

第二九六冬至上堂は一一月二九日であった(『日本暦日原典』二八一頁)。

第二九七は臘八上堂であるが、ここでまた問題となるのは閏月である。この年には閏一二月があつたのである。臘八上堂は、一二月と閏一二月のどちらの八日であつたのである。筆者は先に、開炉上堂が閏一〇月一日ではなく、一〇月一日であつたことを述べたが、この臘八上堂も閏月ではなく、一二月八日に行なわれたのではなかろうか。

そのように推測するのは、『永平広録』中ではないが、『仏鑑禪師語録』卷二に、次のような例もあるからである。

病起仏涅槃上堂、病多諸^ニ藥性、経験始伝^レ人、老僧自^ニ去年八九月^一得^レ病(下略)(続藏一二一・四五一b)

これは淳祐九年(一二四九)の二月一五日、無準師範が病を

おして行なつた仏涅槃上堂であるが、この年は閏二月があつたのである。ではこの上堂はどちらの月に行なわれたものであろうか。この上堂の次に、次のような上堂が記されている。

閏月旦上堂、二月復二月、韶光尚可^レ留、雪消深澗底、(下略)(続藏一二一・四五二a)

これは閏二月一日に行なわれた上堂である。一般に、語録はおおよそ説かれた年順に排列されているのであるから、閏二月一日上堂の前に仏涅槃上堂があるということは、仏涅槃上堂は閏二月ではなく、二月一五日に行なわれたと言える。

以上のように、いわゆる年分行事に関する特定上堂は、閏月があつても閏月には行なわれなかつたと考えられる。それ故、第二九七臘八上堂も一二月八日に行なわれたものと思われる。

では第三〇二の臘月二十五上堂はどうであらうか。この上堂は次のようなものである。

臘月二十五上堂、一年將^レ暮又逢^レ春、生滅因縁豈煩^レ人、拈^ニ得千差兼^ニ万別^ハ打^ニ成^ハ一片^ニ脱^ニ根塵^ハ雖^ニ然如^ニ是^ハ莫^ニ認^ニ自己^ニ清淨法身^ハ(下・七四頁)

ここで注意しなければならないのは、「一年將暮又逢^レ春」という句である。「一年まさに暮れなんとして」というのであるから、歳も押し詰まつた閏一二月二十五日のように思える。だが、次の「又春に逢ふ」とはどのような意味であろう

か。一二月は季節で言えば冬であるのに「また春に逢う」と言うのである。そこでこの年の立春はいつであったかを調べてみると、この年には一月三日と一二月一四日の二度の立春があつたのである（『日本暦日原典』二八一頁）。閏年には必ず正月と一二月の二回の立春があるが、このように一二月に立春があるのであるのを年内立春と言う（『日本暦日原典』五〇一頁）。この第一句には、「今日は閏一二月二十五日で、まさに一年も暮れようとしている。季節はまだ冬であるのに、一四日は立春で、年之内にまた春に逢うことができた」という意味が含まれていると言えよう。それ故、第三〇二臘月二十五上堂は、閏一二月二十五日と考へるのである。

（九）宝治三、建長元年上堂

第三〇三歳朝上堂～第三六〇臘八上堂

この年は、月日を決定する上で問題となる上堂は特はない。

歳朝上堂より、涅槃会・浴仏・結夏・端午・解夏・天童忌・中秋・開炉・臘八という毎年行なわれる上堂が揃つてある。

（十）建長二年上堂

第三六一雲州大守応書写大藏經安置當山之書到上堂～第四

一一上堂・第四一三中秋上堂

この年は、歳朝上堂又は上元上堂がなく、大藏經安置に関する上堂から始まっている。第三六一上堂は、雲州大守（波多野義重）より大藏經を書写して永平寺に安置したいという書

状が届いた時に行なわれた上堂であり、第三六二上堂は、重ねてその旨の書状が届けられた時のもののように思われる。門鶴本には「大藏經應書寫于當山之由」とあるのが、流通本では「大藏經書寫其功既畢」となつて、大藏經の書写が既におわったことを知らせる書状が届いた時に行なわれた上堂となつてある。だが、門鶴本も、「太守悅書重到上堂」とあるから、書写が終つた悦びを知らせる書状であつたかも知れない。そして、その上堂語中に「千獄万峯黃葉色」と説かれているから、秋に行なわれた上堂のようと思われる。とすると、第三六一上堂は、本年の最初にあるから春に行なわれたもので、次の第三六二上堂は、大藏經の写書が終つた秋の上堂で、大藏經書写安置に関する上堂として、まとめたのであろうか。

れば移動したと考える必要はなく、この位置であってもよい。

さて、その源亜相であるが、まだ解決されなければならぬ問題もあるが、道元禅師の父として、現在最も有力視されているのは通具である。通具の寂年月日は嘉禄二年九月二日で、第三六三と第五二四の上堂が、通具説の一つの大きな根拠となっている（中世古样道『道元禅師伝研究』国書刊行会 昭和五四年一月、五一～五三頁）。

第三七九は六月初十祈晴上堂である。六月一〇日は陽曆の七月一七日に当る。梅雨がまだ明けず、長雨が続いていたことがわかる。

第三九二は十二月初十上堂が開炉上堂より以前にあるのは、秋重博士の指摘のごとく順序の誤りである。また、建長三年の一月一五日上堂の次に第四一三中秋上堂が収められて

いるが、これは建長二年の中秋上堂であろう（「永平広録考」三八頁）。

第四〇九は、この年始めて行なわれた先妣忌辰上堂である。禅師の母は誰であったか不明であるが、それを明らかにする手がかりの一つになるのが寂年月日である。先妣忌辰上堂が何日であったか決定はできないが、臘八上堂より後で、先の第三九二の十二月初十上堂を加えると、その間に三つの上堂が行なわれたことになる。建長三年にも第四七八先妣忌

上堂があるが、この場合は、臘八上堂との間に二つの上堂が記されている。建長二年の臘八上堂と先妣忌辰上堂との間の三つの上堂のうち、第四〇八上堂には「時降雪積山嶽」とあり、第八四雪朝上堂と同じく、

雲居間雪峯、門外雪消也未。雪峯云、一片也無、消箇什麼。雲居云、消也。（下・一〇一頁）

という、雲居と雪峯の問答を引いていることから、降る雪に因んでの特定時の上堂とみることができよう。特定時の上堂を除くと、兩年とも臘八上堂と先妣忌辰上堂との間には二つの上堂があり、更に先妣忌辰上堂の後、年内に二つの上堂が行なわれたことになる。特定時の上堂は除くが、既に述べた如く、五日目ごとに上堂は行なっていたようであるから、次のように考えることができるのではないか。

| 建長二年 | 建長三年 |
|--------------------------------|------------|
| 八日 第四〇六臘八上堂 | 第四七五臘八上堂 |
| 一〇日 第三九二十二月初十上堂 | 第四七六上堂 |
| 一五日 第四〇七上堂 | 第四七七上堂 |
| 第四〇八上堂 <small>（時降雪積山嶽）</small> | |
| 第四〇九先妣忌辰上堂 | 第四七八先妣忌辰上堂 |
| 二〇日 第四一〇上堂 | 第四七九上堂 |
| 二十五日 第四一一上堂 | 第四八〇上堂 |

筆者には禅師の母が誰であったかはわからないが、その寂年月日は一二月一七日から一九日の間であつたと推定したい。

(二) 建長三年上堂

第四一二上堂・第四一四上堂～第四八〇上堂

第四一二上堂には、「宋朝近代、呼ニ今日上堂、而為ニ元霄上堂」とある。元霄とは、上元、即ち陰歴一月十五日の夜のことであるから、この上堂は一月十五日の夜行なわれたことがわかる。

第四三五に仏樹和尚忌上堂があるが、仏樹和尚とは明全のこととで、その示寂は宝慶元年（一二二五）五月二七日である

（『舍利相伝記』下・三九五頁）。

第四四一は明庵千光禪師前権僧正法印大和尚位忌辰上堂であるが、明庵千光禪師とは栄西であり、その示寂は建保三年七月五日である（『元亨釈書』卷第二、『大日本佛教全書』（鈴木版）六一・七七c）。

明全と栄西の忌辰上堂はこの年と翌年に行なわれている。

(三) 建長四年上堂

第四八一上元上堂～第五三一上堂

第四八一上元上堂の上元とは陰暦一月十五日のことであるから、この上堂は一月十五日に行なわれたものである。

第五〇六臘八上堂が、六月一日の上堂の次にあるのは順序の誤りであろう（『永平広録考』三六頁）。

第五〇七に準書状為懷鑑上人の忌辰請上堂があるが、これは義準が師の懷鑑上人の忌辰のための上堂を願つたのに応じて

なされたものである。懷鑑の示寂は『安樂山産福禪寺年代記』では建長二年八月一三日であるが、他にその示寂の日を示す資料がない。この寂年月日が正しいかどうか疑問である。なぜならば、第六〇六臘八上堂を本来あるべき位置に移動すれば、六月一日の上堂の次にこの上堂があり、第五一二の千光禪師前権僧正法印大和尚位忌辰上堂（七月五日）より前に位置しているから、懷鑑の示寂は六月であつたとも考えられるからである。

第五二八開炉上堂（一〇月一日）の後、三つの上堂と先の第五〇六臘八上堂で、『永平広録』の上堂はすべて終つている。禪師が病床につかれたのは建長四年一一月頃とする説（中世古祥道『道元禪師伝研究』四一五頁）と、その時期はほぼ一致している。

以上で上堂については終る。新たに年月日を明らかにし得た上堂はわずかであるが、『日本暦日原典』を利用するにより、これまで一一月とのみで何日であるか不明であった冬至上堂の日を決定することができた。

次には以上を表にまとめてみた。〔中に陰暦による月日を記したが、現在我々が使用している太陽暦との間には、二〇日前後から五〇日程のずれがある。例えば八月十五日と言えば残暑厳しき頃を思い浮べるが、実際には陽暦で言えば一〇月初旬のこともあるのである。陰暦に親しまない我々に

延慶二・仁治元年(1240)以前上堂
上堂回数=31

| | | | |
|------------------------|--|-----------|----------------|
| (I) 1 上堂 | | 18 上堂 | [10.15](11. 7) |
| 12 上堂(今夏三分已過) | | 25 朔旦冬至上堂 | [11. 1](12.22) |
| 13 月夕上堂 [8.15](9. 9) | | 31 上堂 | |
| 14 開炉上堂 [10. 1](10.24) | | | |

仁治二年(1241)上堂
上堂回数=47或いは48

| | | | |
|------------------------|----------------|---------|----------------|
| 32 上堂(今日雖是一年之初乃亦三朝之日也) | [1. 1](2.20) | 76 上堂 | [8.15](9.28) |
| 42 浴仏上堂 | [4. 8](5.27) | 84 雪朝上堂 | |
| 44 結夏上堂 | [4.15](6. 3) | 88 曜八上堂 | [12. 8](1.17) |
| 64或いは65 上堂 | | 89 上堂 | |

仁治三年(1242)上堂
上堂回数=26

| | | | |
|-----------------|----------------|---------------|----------------|
| 90 歳旦上堂 | [1. 1](2.9) | 106 中秋上堂 | [8.15](9.18) |
| 98 浴仏上堂 | [4. 8](5.16) | 109 開炉上堂 | [10. 1](11. 2) |
| 102 解夏上堂 | [7.15](8.19) | 110 為亡僧慧顕上堂 | |
| 104 上堂(八月一日天中節) | [8. 1](9. 4) | 111 為亡僧僧海首座上堂 | |
| 105 天童和尚語錄到上堂 | [8. 6](9. 9) | 112 為僧海首座又上堂 | |
| | | 115 冬至上堂 | [11.22](12.22) |

仁治四・寛元元年(1243)上堂
上堂回数=21或いは22

| | | | |
|------------|----------------|-----------|----------------|
| 65或いは66 上堂 | | 121 涅槃会上堂 | [2.15](3.14) |
| 75 仏生日上堂 | [4. 8](5. 5) | 122 開炉上堂 | [3. 1](3.29) |
| 116 正元上堂 | [1. 1](1.29) | 126 上堂 | |
| 118 結夏上堂 | [4.15](5.12) | | |

寛元三年(1245)上堂
上堂回数=15

| | | | |
|---------------|----------------|----------|----------------|
| (II) 127 結夏上堂 | [4.15](5.19) | 130 解夏上堂 | [7.15](8.15) |
| 128 晩間上堂 | | 131 晩間上堂 | |
| 129 晩間上堂 | | | |

- 135 冬至上堂 [11.25](12.22)
 136 臘八成道会上堂 [12. 8](1. 4)
 137 謝監寺上堂
 138 謝典座上堂

寛元四年(1246)上堂

上堂回数=74

- 142 歳朝上堂 [1. 1](1. 26)
 }
 146 二月十五日上堂 [2.15](3.11)
 147 至晚上堂
 }
 150 晩間上堂
 }
 152 三月二十日上堂 [3.20](4.14)
 }
 155 四月八日浴仏上堂 [4. 8](5. 2)
 }
 157 賀請知客上堂
 158 結夏上堂 [4.15](5. 9)
 } 惠信比丘尼為先考
 161 請上堂
 }
 169 端午上堂 [5. 5](6.26)
 }
 171 上堂 [5.15](7. 6)
 } 改大仏寺称永平寺
 177 上堂 [6.15](8. 5)
- 139 請監寺典座上堂
 }
 141 上堂
- 183 解夏上堂 [7.15](9. 3)
 184 天童和尚忌上堂 [7.17](9. 5)
 (III) 185 懷鑑首座為先師覺
 } 暈道人請上堂
 189 中秋上堂 [8.15](10. 3)
 190 謝新旧維那知客上堂
 }
 193 上堂(今朝九月初) [9. 1](10.18)
 }
 199 開爐上堂 [10. 1](11.17)
 }
 203 因雪上堂
 }
 206 冬至上堂 [11. 6](12.22)
 }
 213 臘八上堂 [12. 8](1.23)
 214 謝新旧監寺典座上堂
 215 上堂

寛元五・宝治元年(1247)上堂

上堂回数=35

- 216 歳朝上堂 [1. 1](2.14)
 }
 219 正月十五日上堂 [1.15](2.28)
 }
 225 涅槃會上堂 [2.15](3.30)
 }
 236 浴仏上堂 [4. 8](5.21)
 }
 238 結夏上堂 [4.15](5.28)
- 242 端午上堂 [5. 5](6.16)
 }
 247 聖節上堂 [6.10](7.20)
 248 解夏上堂 [7.15](8.24)
 249 天童和尚忌上堂 [7.17](8.26)
 250 八月一日上堂 [8. 1](9. 8)

宝治二年(1248)上堂

上堂回数=52

- 251 宝治二年戊申三月十四日上堂 [3.14](4.16)
 }
 256 浴仏上堂 [4. 8](5. 9)
 257 結夏上堂 [4.15](5.16)
 (IV) 258 上堂
 259 四月二十五日上堂 [4.25](5.26)
 }
- 261 端午上堂 [5. 5](6. 5)
 }
 274 天童和尚忌上堂 [7.17](8.14)
 } >どちらかが建長三年の上堂か。
 276 天童和尚忌上堂 [7.17](8.14)
 }
 277 中秋上堂 [8.15](9.10)
 }
 279 九月初一上堂 [9. 1](9.26)

| | | |
|-----------|----------------|----------------------------|
| 288 開爐上堂 | [10. 1](10.25) | 299 謝監寺上堂 |
| 296 冬至上堂 | [11.29](12.22) | 300 請監寺上堂 |
| 297 臘八上堂 | [12. 8](12.31) | 302 臘月二十五上堂 [閏12.25](2.16) |
| 298 謝維那上堂 | | |

宝治三・建長元年 (1249) 上堂
上堂回数=58

| | | |
|-----------------------------|----------------|---------------------------|
| 303 歳朝上堂 | [1. 1](2.21) | 336 請書記上堂 |
| 305 正月初十上堂 | [1.10](3. 2) | 341 解夏上堂 [7.15](8.31) |
| 311 涅槃会上堂 | [2.15](4. 6) | 342 天童忌齋上堂 [7.17](9. 2) |
| 320 浴仏上堂 | [4. 8](5.28) | 344 中秋上堂 [8.15](9.29) |
| 322 結夏上堂 | [4.15](6. 4) | (V)346 上堂 |
| 324 四月二十五日上堂 [4.25](6.14) | | 347 九月初一上堂 [9. 1](10.15) |
| 325 五月初一上堂 | [5. 1](6.20) | 353 開爐上堂 [10. 1](11.13) |
| 326 端午上堂 | [5. 5](6.24) | 357 請典座上堂 |
| | | 360 臘八上堂 [12. 8](1.19) |

建長二年 (1250) 上堂
上堂回数=52

| | | |
|---------------------------------|--|--------------------------------------|
| 361 雲州大守應書寫大 藏經安置當山之書 到上堂 | | 391 比丘尼懷義為先妣 請上堂 |
| 362 大藏經應書寫于當 山之由大守悅書重 到上堂 | | 392 十二月初十上堂 [12.10](1.10) |
| 363 為育父源垂相上堂 | | 396 開爐上堂 [10. 1](11. 3) |
| 367 梵涅會上堂 [2.15](3.26) | | 398 請首座上堂 |
| 379 六月初十祈晴上堂 [6.10](7.17) | | 401 請典座上堂 |
| 384 天童和尚忌上堂 [7.17](8.23) | | 406 臘八上堂 [12. 8](1. 8) |
| 385 謝維那上堂 | | 408 上堂(時降雪積山嶽) |
| 389 上堂(今朝九月初) [9. 1](10. 5) | | 409 先妣忌辰上堂 [12.17~19?] (1.17~19?) |
| | | 411 上堂 |
| | | 413 中秋上堂 [8.15](9.19) |

建長三年 (1251) 上堂
上堂同数=68

| | | |
|-----------------------------|----------------|--------------------------|
| 412 上堂(宋朝近代呼 今日上堂而為元宵上堂) | [1.15](2.14) | 416 請典座上堂 |
| (V)414 上堂 | | 418 涅槃會上堂 [2.15](3.15) |

427 浴仏上堂 [4. 8](5. 7)

| | | | |
|---------------|----------------|--------------|--------------------------|
| { 435 仏樹和尚忌上堂 | [5.27](6.24) | { 462 開炉上堂 | [10. 1](11.22) |
| { 明庵千光禪師前権 | | { 467 請藏主上堂 | |
| 441 僧正法印大和尚位 | [7. 5](7.31) | { (V) 471 上堂 | |
| 忌辰上堂 | | { 475 曜八上堂 | [12. 8](1.27) |
| 442 解夏上堂 | [7.15](8.10) | { 478 先妣忌上堂 | [12.17~19?] (2.5~7?) |
| { 448 中秋上堂 | [8.15](9. 9) | { 480 上堂 | |
| { 451 九月初一上堂 | [9. 1](9.24) | | |
| 460 請書記上堂 | | | |

建長四年（1252）上堂

上堂回数=51

| | | | |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|
| 481 上元上堂 | [1.15](3. 4) | { 千光禪師前権僧正 | |
| { 486 涅槃会上堂 | [2.15](4. 2) | 512 法印大和尚位忌辰 | [7. 5](8.18) |
| { 489 閉炉上堂 | [3. 1](4.18) | { 上堂 | |
| { 495 浴仏上堂 | [4. 8](5.24) | 514 解夏上堂 | [7.15](8.28) |
| 504 仏樹先師忌辰陞堂 | [5.27](7.12) | 515 天童忌上堂 | [7.17](8.30) |
| 505 上堂（自今朝六月） | [6. 1](7.15) | { 521 中秋上堂 | [8.15](9.27) |
| 506 曜八上堂 | [12. 8](1.16) | { 523 上堂（今朝九月） | [9. 1](10.12) |
| 507 準書状為懷鑑上人 忌辰請上堂 | | 524 源亜相忌上堂 | [9. 2](10.13) |
| { | | { 528 開炉上堂 | [10. 1](11.11) |
| | | { 531 上堂 | |

とつて、上堂がどのような季節になされたものであるかを知るためには、陽曆に改める必要がある。そこで、陰曆による月日の次に、()中に陽曆の月日を記しておいた。当時西洋ではユリウス暦が用いられており、現在使用しているグレゴリオ暦とは、七日の差がある。今は、当時の西洋諸国との関係を見るのではなく、陰曆で示された月日が、現在の何月何日に相当し、どのような季節であつたかを知ることが目的であるから、グレゴリオ暦によつて記すこととする。現在曹洞宗で行なわれている、高祖道元禅師降誕会（一月二六日）・太祖瑩山禅師降誕会（二月二一日）・両祖忌（九月二九日）も、グレゴリオ暦に改めたものである。⁽⁷⁾ユリウス暦による月日は、グレゴリオ暦の月日より七日引くことによつて求めることができ（一一〇〇年二月二九日より一三〇〇年二月二八日まで。それ以降一四〇〇年二月二八日までは八日を引く）。

三 小 参

『永平広録』には、二〇の小参が収められている。その内訳は、結夏小参が六、解夏小参が五、冬至小参が四、除夜小参が五である。その排列は、結夏・

解夏・冬至・除夜の順に繰り返し列べられている。勿論それら四小参が全部揃っているのは二回だけではあるが、それら一つ一つのまとまりは、同一年内に行なわれたことを示し、それが列べられているということは、年代順に排列されているであろうことを推測させるものである。それ故、二〇の小参を排列すると、次の表のようになる。

| | I | II | III | IV | V | VI | VII |
|------|---|----|-----|----|----|----|-----|
| 結夏小参 | 3 | 6 | 8 | 11 | 15 | 19 | |
| 解夏小参 | 1 | 7 | 12 | 16 | 20 | | |
| 冬至小参 | 4 | 9 | 13 | 17 | | | |
| 除夜小参 | 2 | 5 | 10 | 14 | 18 | | |

第五除夜小参には「永平大道場」、第七解夏小参には「永平意」、第八結夏小参には「永平又道」、第九冬至小参には「永平道取」、第一〇除夜小参には「永平始而伝之以来」、第一一結夏小参には「永平今夜為諸人道」、第一四除夜小参には「永平豈得不道」、第一五結夏小参には「吉祥今夜欲重宣此義」、第一七冬至小参には「今夜永平、借口説到」、第一八除夜小参には「永平雲孫」、第二〇解夏小参には「永平今夜依例小参」とあるから、これら小参が年代順に列んでもるとすれば、少くとも第五除夜小参以降は永平寺においての小参である。大仏寺が永平寺と改称されたのは寛元四年（一

二四六）六月一五日であるから、第II-VII列はそれ以降であることかがわかる。また、第二除夜小参では、大衆に向つて「諸人既得居山」と説かれており、第四冬至小参には「山家夜夜雖深雪」とあることから、これらも北越入山後のものであることがわかる。以上のことから、小參として収められているものはすべて北越入山後のものであると言つてよいのでなかろうか。

では、その説かれた年は何年であったであろうか。上堂中には特異な上堂が含まれておらず、それによつて年月日を決定することができたが、小参にはそのような特異なものは含まれてはいない。だが、内容をよく読むと、ただ一つのみ、年を決定することができる小参を見付けることができた。それは、第一〇除夜小参である。そこで次にこの小参の年を決定するに必要な部分のみをあげることにする。

除夜小参云、夫小參者、仏仏祖祖之家訓也。我日本國、前代未嘗聞其名字、何況行乎。永平始而傳之以来、已經三十年矣。國之運也、人之幸也。（中略）不レ近國王大臣、不レ貧櫓那施主、輕生而隱居山谷、重法而不レ離叢林。（中略）且如今夜臘月卅日、明日大新年頭、喚明日作臘月卅日即不可也、喚今夜作三大新年頭即不可也。（下略）（下・一四六頁）

先ず、「今夜臘月卅日」とあることから、この小参が行なわれたのは一二月三〇日であることがわかる。ということは、

一二月が大の月であったということである。永平寺と改称された寛元四年（一一四六）以降、禅師示寂の前年建長四年（一二五二）までの間で、一二月が大の月であったのは、次の三年である。

- (1) 宝治元年（一二四七）
- (2) 建長二年（一二五〇）
- (3) 建長三年（一二五一）

（宝治二年も一二月は大の月であるが、次に小の月の閏一二月があるから、この年は考察の対象から当然除外してよい）

次に大きな手挂りは、「永平始而伝之以来、已經三十年矣」である。小参はそれまで日本には伝つておらず、自分が始めて伝えてから既に二〇年を経ているというのである。では先の三年のそれぞれ二〇年前はいつであったかというと、

- (1) 安貞元年（一二三七）
- (2) 寛喜二年（一二三〇）
- (3) 寛喜三年（一二三二）

である。安貞元年は禅師が宋より帰られた年であり、寛喜二年は建仁寺より深草に移られた年であり、寛喜三年は『弁道話』を著わされた年である。「永平始而伝之以来、已經二十年矣」即ち私が始めて小参というものを伝えてよりということからすれば、禅師帰國の安貞元年が最も適当であるように考えられる。しかし、これより二年〇後は宝治元年であるが、

この年の除夜を、禅師は永平寺ではなく鎌倉で迎えられるのである。宝治元年八月三日に発ち、翌年三月一三日に帰山しているのであるから、除夜小参は宝治元年ではないであろう。建長元年九月一〇日の示衆で、尽未來際永平寺を離れないことを誓われた（『諸本対校建撕記』七二・七三頁）ということであるが、この小参にも「重レ法而不レ離ニ叢林」とあることから、鎌倉より帰られた後のものであると思われる。では建長二年と三年のどちらであろうか。この小参のみではその年を決定できないが、上堂中にそれを解く手挂りがある。それは、第四〇六臘八上堂である。

臘八上堂、日本国先代曾伝^ニ仏生会、仏涅槃会、然而未^ニ曾伝^ニ行仏成道会。永平始伝已三十年矣、自レ今已後、尽未來際伝而行矣。

（下・一〇一頁）

日本には、仏生会・仏涅槃会は伝つていたが、仏成道会はまだ伝つていなかつた。私が始めて伝えてから、既に二〇年になると説かれている。これは先の除夜小参の場合と同じである。ここで改めて、二つを並べて記せば次のようである。
除夜小参、（中略）我日本國、前代未^ニ嘗聞^ニ其名字、何況行乎。永平始而伝之以来、已經二十年矣。

臘八上堂、日本國（中略）未^ニ曾伝^ニ行仏成道会。永平始伝已三十年矣。

対照してわかるように、両者は非常によく似た説き方がさ

れており、そのどちらもが、すでに二〇年を経ていると述べられているところに注目しなければならない。臘八上堂が行なわれたのは建長二年であった。この年は、これまで考察してきた除夜小参の行なわれた年として考えられ得る二つの年のうちの一つである。「始伝」とは、宋より帰国した安貞元年を言うのではなかつたのであるから、成道会や小参が始まて日本で行なわれてよりということであろう。両者が同じ年に行なわれ始めたということを証明するものは何もない。だが、建仁寺では、自ら「駐錫」(『典座教訓』下・三〇〇頁)と言つてゐるよう、成道会や小参を行なつたりすることのできる立場ではなかつたであろう。深草に移られた寛喜二年、始めてこれらが行なわれたと見るべきではなかろうか。そして二〇年後の臘八上堂において、二〇年前、始めて日本で成道会を行なつた日のことを禅師は想い起していたにちがいない。またその年は、同じく日本において始めて小参を行なつた年でもあつたことを想い出されたのである。そこで、同年の除夜小参に、右記のごとく説き示されたものと思われる。この小参が、翌年の建長三年であることも考えられるが、しかし、除夜小参にある「已經二十年」ということは、臘八上堂を行なつた時に、既に思い起こされ、それを除夜小参で述べられたと考える方が、より自然ではなかろうか。

ところで、第一〇除夜小参を建長二年一二月三〇日とする

と、第四列は建長二年的小参と考えることができる。そのように考えると、第七列は建長五年となるが、『永平室中聞書』では「同年(建長五年)七月八日、御病重増発」(下・四九七頁)とあることから、とても第二〇の解夏小参を行なうことができる状態ではなかつたであろう。上堂の記録も前年で終つており、『正法眼藏』も建長五年一月六日の八大人覚の巻が最後である。また、遡つていけば、第一列は宝治元年(一二四七)に相当することになるが、この年の八月三日から翌年三月一三日までは鎌倉におもむいているのであるから、除夜小参があることはおかしいと言わなければならない。

以上のように、小参は一見行なわれた順に列べられているようと思えるが、必ずしもそうとは断定できない。それぞれの列は同一年のものであるかも知れないが、その排列順には疑問が残るのである。ここでは、第一〇除夜小参が、建長二年一二月三〇日(陽曆一二五一年一月三〇日)であることのみを指摘しておく。

四 法語

法語は一四収められているが、小参に比べれば、より多くの確定した年や、おおよその時代を推定し得る。

法語の第一では、禅師は「予亦不_レ希ニ山林、無_レ辞ニ人里」

来之講肆ニ乎」と説いていることから、この法語は北越入山以前のものであることがわかる。いかなる所も道場であり説法の場所であるとして、積極的に人々に法を説かんとしていた姿が、これらの語句より浮びあがつてくる。しかも「不レ希ニ山林、無レ辞ニ人里」とあるから、当時禅師は、後の北越入山を考えだにしていなかつたように思われる。これは『建撕記』が、

此深草寺ハ。王舎城ニ近メ月卿雨客花族。車馬。往来不レ絶。(中略)度生方便。仏祖ノ古風ナレトモ。吾カ所レ望ハ。安閑無事也トテ。常山林泉石ノ便宜ヲ。求メマシマスニ(下略)(諸本対校建撕記)瑞長本 四四頁)

として、度生方便は仏祖の古風であると認めつつも、常に都市を離れた安閑の地を求めていたとするのと大きな相違がある。

更に先の小参の第二除夜小参でも、「先聖古仏之所ニ願樂、

唯是居山好」と述べ、釈尊のことばを引いて「世尊言、山林睡眠仏歎善、聚落精進仏不喜」と、仏は山林で眠ることは喜ぶが、聚落で精進することは喜ばないとしている。それ故、大祖師や有道の士と言われる者は、すべて山に居たことを示し、「即今若有ニ道心之人、先須レ隱ニ山谷也」と、眞の修行者は人里に住まず、山居すべきであると説かれるのである。

『建撕記』には伝記作者の推測が多分に含まれていよう

が、法語と小参は禅師自身のことばである。第一法語は北越入山前であり、第二小参は後であることから、入山の前と後で、禅師の考えが変わったのであろうか。今はこれを論じるのが本題ではないから、相違の指摘のみにとどめることにする。

第二は遠江の巖室寺住持の円智に与えた法語であるが、これも明確な年は不明である。禅師が寛喜三年(一二三一)に著された『弁道話』では、「弘通のこころを放下せん激揚のときをまつゆゑに、しばらく雲遊萍寄して、まさに先哲の風をきこえんとす」(上・七三〇頁)として、仏法を弘めようとする心を抑えて、時の到るのを待つていることが述べられているが、この法語中に「山僧、養道為レ懷木レ得ニ乱道」とあるのも、同様の禅師の気持ちを述べたものと言えるであろう。それ故、この法語も『弁道話』と同じ、深草閑居の頃のものと考えられる。

次に年が明らかなのは、第五の大宰府の野公大夫に与えた法語である。その法語の年を決する部分は、次のようである。大宰府野公大夫、乃儒林之学士也。留ニ心祖道、日久歳深。自行ニ異類中行也。甲午冬、初以相見。乙未夏、再以入室。賓主往来、正偏相交。自レ夏之ニ秋月余之日、請ニ益古則、拳ニ拈新条。(下・五五〇一五六頁)

禅師と野公大夫との初相見は甲午冬、即ち天福二・文暦元

年（一一三四）の冬であり、再入室は乙未夏、即ち文暦二年の夏であつて、その夏から秋にかけての一ヶ月余りに、古則を請益し新条を挙拈するとあるから、この法語は文暦二・嘉禎元年に書かれたものと考えられる。

第六は慧運直歳に与えたものである。それには次のように説かれている。

惠運直歳充職、乃延応庚子歳矣。去冬除夜承_レ請今供養衆矣。五月廿五日、梅雨霖霖、草屋漏滴。因山僧入堂坐禪、照堂之雲堂、両屋簷頭、平地起_レ波瀾。清淨海衆、進歩退歩、中間兀立。時告_レ直歳、等_三匠人脱_レ襷不_レ笠、上_三屋上_一管。雨脚灌_レ頂無_レ辞芳色。予潛感_ニ發意、一句与_レ他。乃本祖時鑑_ニ憐他_ニ而已。自_レ爾以来、月經_ニ六箇、日將_ニ三百、未_レ有_ニ工夫、其意難_レ忘。署中未_レ筆、寒至使_レ墨。是則先仏之骨髓也、勿_レ滯_ニ一身之ト度_ニ矣。吾子充職已來、光陰將_レ近_ニ於一年。堂宇漸成_ニ數堵、幸是緣成果熟之弁肯也。（下・一五六～一五七頁）

大久保道舟博士は、「惠運なる僧が暦仁元年の除夜「直歳」の職に請せられ、翌延応元年に就任した」（『修訂増補道元禪師伝の研究』二〇八頁）とされるが、「慧運直歳充職、乃延応庚子歳矣」とあることより、慧運が直歳となつたのは延応元年ではなく、延応庚子歳即ち延応二年（一一四〇）で、職に請せられたのも「去冬除夜」とあることより、前年の延応元年一二月三〇日であったのである。彼は延応二年五月二十五日（陽暦六月二三日）に当り、梅雨の頃である）、僧堂が雨漏りするため、

降りしきる雨の中、着物も脱ぎ、笠もかぶらず屋根に上つて修理したのであつた。その時の勞に対し一句を与えなればならないと思つていたが、既に六ヶ月を過ぎ、二〇〇日になろうとしていると述べている。五月二十五日より六ヶ月後は、平年であれば一月二十五日であるが、この年は閏一〇月があるから閏一〇月二十五日である。この日は既に過ぎ、二〇〇日になろうとしているのであるから、二〇〇日目はいつかと言え、一月一九日である。よつて、この法語は延応二年一月中旬（陽暦一二四一年一月上旬）に書き与えられたものと考えられる。

第七の顕慧禅人に与えた法語は、淨司に任せた時のものであるが、それには「乃仁治辛丑歳也」とあり、最後に「興聖宝林寺草創沙門」とあることから、仁治二年（一一四一）の興聖寺時代に書き与えたものであることがわかる。

第八～一一の年は不明である。

第一二は了然道者に与えたものであるが、可睡齋所蔵の道元禪師真筆本といわれる「了然道者に示されたる法語」には「辛卯孟秋住安養院道元示」とあることから、寛喜三年（一一三三）に書かれた法語である。

第一三は、法語中に「若有_レ問_ニ興聖、何者古仏心」とあるから、興聖寺時代のものであることがわかる。

五 偲 頌

一二五の偈頌のうち、その年代のわかるものは極めてわずかである。

「閑居時」と題した第六五と七〇の六首は、第六九に「深草閑居夜雨声」とあるように、深草閑居の時のものである。

第七七は、「因在_ニ相州鎌倉_ニ聞_ニ驚蟄_ニ作」とあるから、禅師が鎌倉へ下向された時に作られたものである。驚蟄は二十四節氣中の一つであり、啓蟄とも書くが、禅師が鎌倉に滞在されていた宝治二年（一二四八）の驚蟄は二月五日（陽曆三月八日）であった（『日本暦日原典』二八一頁）。永平寺を出発したのが八月三日（陽曆九月一〇日）であり、それから既に六ヶ月が過ぎている。第一句の「半年喫飯白衣舎」は、この事実とよく合致している。

第七八偈の前に、「自_レ此已後皆在_ニ越州_ニ作」とあり、次には「天満天神諱辰、次下月夜見_ニ梅花_ニ本韻_上」とあって、天神即ち菅原道真の詩に和して、禅師の偈が記されている。この偈は『建撕記』にも収められており、偈の前に次の如く述べている。

同年二月二十五日。天神宮參籠在リテ。天神之題_ニ月夜見_ニ梅花_ニ之詩ヲ和韻被_レ成。本韻_ノ齊衡二歳春。天神十一歳_ニ述_レ志。其詩曰。（下略）（『諸本対校建撕記』延宝本 四七頁）

ここでは略したが、その箇所では、道真の詩が引かれ、次に禅師の偈が記されている。「同年」とは、その前文よりして寛元二年であるが、瑞長本を除く諸本は、この延宝本と同様、禅師が寛元二年二月二十五日（陽曆三月二四日）に天神宮に參籠した時に作った偈であると断定する。ところが瑞長本は、多少その趣を異にする。

当年二月廿五日、天神宮ニ參籠アリテ見タリ、其証拠ニハ。越前エ御下向アリテヨリ。御作アリタル頌詩ヲ。集メラレタル其第一云、^a_b天満天神_ニ諱辰_ニ次下月夜見_ニ梅花_ニ本韻_上、齊衡_ニ二年天神歲十一歳二月夜ニ見_ニ梅花_ニ。始言志。其ノ詞云、（下略）。

瑞長本でも「參籠アリテ見タリ」とはしてはいるが、その典拠として『永平廣錄』を引用するのである。『永平廣錄』に「自_レ此已後皆在_ニ越州_ニ作」とあるその最初にこの偈が位置していること（a）から寛元二年と考え、「天満天神諱辰」（b）とあることより二月二十五日（菅原道真は延喜三年二月二十五日逝去）とし、天神宮に參籠したと推測しているようである。果して寛元二年の作かどうか、又禅師が天神宮に參籠されたかどうかは疑わしい。なぜなら、參籠とは「神社や仏閣などに参り、一定期間昼夜こもって祈願すること」（『日本国語大辞典』）である。ところが、前日の二四日には吉峰寺にて『正法眼藏』の三十七品菩提分法の巻、二七日には転法輪の巻、二九日には自証三昧の巻の示衆が続いており、『正法眼藏』の

示衆に全力を傾けられていた頃である。更に二九日よりは大
仏寺の地ならしが始まるのである。このような時期に、何故
禅師は天神宮に参籠されなければならなかつたであろうか。

参籠するだけの時間的余裕はなかつたであろう。河村孝道教

授は「瑞長本の大きな特徴は、全般に亘つて考証的な眼でも
つて諸種の古資料が扱われ」（『諸本対校建撕記』解説 二〇七
頁）ていると言われている。思うに、この箇所も、瑞長本が

示す如く、元来は『永平広録』の記述より推察した結論とし
て、「寛元二年二月二十五日、天神宮に参籠あり」と導き出され
たのであろう。ところがいつの間にかそのように推定した根
拠を示す傍線 a b の部分が省略されてしまい、結論のみが残
り、その結果、他の本では確かな事実であるかの如きの記述
になつたものと思われる。更に『訂補建撕記』では

コノ天満宮ハ、吉峯ノ同シ溪ニアリ、庵ノ向ヘノ村ニテ、今ニ神
殿アリ、コレ吉峯ヨリノ參詣ナルベシ、（『諸本対校建撕記』一四
八頁）

と補つているが、天神宮参籠を史実とした上で、更に付け加
えられた推測であると言える。

第九七偈は「一年有_ニ両立春」と題されているが、これは
先の第三〇二臘月二十五上堂でふれた、「年内立春」のこと
である。入越後の年内立春はいつであったかを見てみると、
次の四回である。

寛元元年 一月九日 一二月一九日
寛元四年 一月一二日 一二月二二日

宝治二年 一月三日 一二月一四日
建長三年 一月七日 一二月一八日

「嚴冬未_レ極早春臻」とあるから、一月ではなく一二月であ
るが、何年であるかは決定できない。

第九八偈には、「雪夜感_ニ準記室廿八字_ニ病中右筆」とあ
り、禅師が病床につかれた建長四年一月頃より後の作と思
われる。「病中右筆」とあるから、病床の禅師に代つて、侍者
が記録したものであろう。

第一〇八偈は、山居と題した一五首中の一首である。第四
句に「越州九度見_ニ重陽」とあるが、重陽とは九月九日のこ
とである。「越州に」とあることより入越された寛元元年（一
二四三）以降のことであることがわかる。途中、宝治元年の
重陽は鎌倉であつたから、この年を除けば、建長四年（一二
五二）の九月九日（陽曆一〇月二〇日）が越州での九度目の重
陽となる。

六 おわりに

以上、上堂・小参等の説示年代を考察してきた。およそ
年月日がわかると、禅師の伝記と対照することにより、どの
ような状況下で説示撰述されたかがわかつてくるし、陽曆に

改めることにより、季節はどうであつたかが、現代の我々にはよりはつきりとしてくる。本稿では、これらの点は幾分明らかにし得たと思っているが、新たに確定或いは推定したものは、全体からすればわずかであつて、まだ多くは不明のままである。今後は、説かれている内容の面からも研究することにより、少しでも多くの年代を決定し、道元禅師像をより明確にして行きたいと考えている。

(1) 自贊第三「氣宇爽清山脱秋、……」は宝慶寺所蔵の「月見の像贊」に同じであり、第一八「寒潭万丈浸天色、……」は本妙寺所蔵の「道元禅師画像贊」に同じであつて、それには年が記されているが、問題点多いから、ここではあえて触れないこととした。

(2) 拙稿「『永平広録』における上堂」(『印度学仏教学研究』第二八卷第一号 昭和五四年一二月、二四五~二五六頁)参照。

(3) 『勅修百丈清規』では、「二月初一日僧堂内閉炉。或山寺高寒毋拘」(正藏四八・一五四c)と、山寺や高寒であれば二月一日にこだわる必要はないと述べており、『永平寺年表』(熊谷忠興著 歴史図書社 昭和五三年四月)でも、建長四年の閉炉上堂を三月一日としている。

(4) 安居の期間が三ヶ月即ち九〇日だけではなく、九〇日を短期とし、長期一二〇日の場合もあったことは、例えば『横川和尚語録』の解夏上堂に次のようにあることからもわかる。

解夏上堂、長期百二十日、短期九十日、無縄白縛底、有甚數、十字縦横底、有甚數。(続藏一二三・一九〇b)

だが、閏四月があつた場合、すべて四月一五日が結夏であったとは断定できないようである。『断橋和尚語録』には、

持鉢帰、閏四月結夏、小參。(中略) 今日乃是第二箇四月、

(下略)(続藏一二二・二一三d)

とあって、閏四月に結夏が行なわれている点に注意しなくてはならない。しかし、『永平広録』の寛元四年の場合、上堂が行なわれた間隔の上からも、四月一五日結夏と考えてよいであろう。

(5) このことは寛元四年の安居期間に限ったことではない。上堂回数の少ない年や期間はあるが、著しく少ない期間を除けば、行なわれた月日が明らかに特定上堂間では、およそ五日目ごとに上堂がなされていたことが、十分推測できるのである。

(6) この後の第一八二上堂、即ち「我本師釈迦牟尼仏大和尚先世作瓦師云々」の上堂を、野杁孝純氏は、「仏前齋粥供養侍僧事」として侍僧の順位を記した茶布巾に「寛元四年七月十五日」とあることから、七月一〇日に行なわれたものであると断定されるが、その理由は明らかではない(『永平道元禅師広録解説』二二頁)。第一八三解夏上堂(七月一五日)の前であり、七月一〇日ということには誤りはないと思うが、筆者にはそれを断定することはできないから、そのような説のあることのみを紹介しておく。

(7) 道元・瑩山両祖の降誕・遷化の年月日を陽曆に改めることは、先ず遷化が明治一〇年一〇月一〇日(自明治五年至明治一年 曹洞宗兩本山布達全書)一一〇丁右付で、降誕は明治三三年一月一日(宗報第七三号)付で布達された。それらは皇紀で記され

て いるが、西暦に改めれば次のようである。

高祖降誕 正治二年正月二日（一二〇〇年一月二六日）

遷化 建長五年八月二八日（一二五三年九月二九日）

太祖降誕 文永五年一〇月八日（一二六八年一一月二、一日）

遷化 正中二年八月一五日（一三二五年九月二九日）

両祖の伝記研究から言って、その降誕・遷化の年月日に必ずしも問題がないわけではないが、この年月日が正しいものであつたとしても、太祖の降誕・遷化の陽曆は誤りと思われる。これは本学助教授石井修道先生の御教示によるものであり、『日本暦日原典』によつて改めて計算しなおすと次のようになる。

ユリウス暦 グレゴリオ暦

高祖降誕 一二〇〇年 一月一九日 一月二六日

遷化 一二五三年 九月二二日 九月二九日

太祖降誕 一二六八年 一一月一三日 一一月二〇日

遷化 一三二五年 九月二二日 九月三〇日

（一九八〇・七・二）